

建築基準法第9条第13項の規定により下記のとおり公示した。

建築基準法第9条第1項・第10項の規定により、下記の内容の措置を命じた。

命令施行日	命令根拠法令	違反建築物等		命令を受けた者	
		所在地	用途	住所	氏名
平成22年8月26日	法第20条及び法第27条 (法第9条第1項)	和泉市池田下町1460番1 (登記家屋番号1460番1)	授産施設	高石市千代田五丁目20番3	坂口 昌隆
平成29年7月17日	法第6条第8項 (法第9条第10項)	和泉市浦田町402番地1 他	倉庫	和泉市浦田町280番地	藤原 一博